

はり・きゅう、あん摩・ マッサージのかかり方

はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を受ける場合、
健康保険を使用できる範囲は限られています。

下記の正しいかかり方をご確認いただき、適切な受診をお願いします。



健康保険を使って施術を
受けるにはどうすればいいの？



はり・きゅうの場合

条件① 次の傷病であること



神経痛



リウマチ



五十肩



頸腕症候群



腰痛症



頸椎捻挫後遺症

条件② 医師の同意があること

慢性的な疼痛を主症とし、医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を医師が必要と認め、同意を得た場合のみ健康保険の対象となります。

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

※はり・きゅう施術を受けながら、並行して医療機関においても同様の傷病で治療を受けた場合は、健康保険の対象となりません。



あん摩・マッサージの場合

条件① 対象となる傷病であること



筋麻痺・筋委縮



関節拘縮等

条件② 医師の同意があること

医療上、あん摩・マッサージの施術が必要と医師が同意している場合に限り、疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象とはなりません。

— ご注意ください —

はり・きゅう、あん摩・マッサージを受ける場合は下記の注意事項についてもご確認ください。

- ① 定期的に医師の同意が必要
6か月ごとに文書による同意が必要です。
- ② 療養費支給申請書の内容は必ず確認を
記載内容をよく確認のうえ、ご自身でご記入ください。
- ③ 領収証は必ずもらいましょう
医療費控除を受ける際必要となります。大切に保管してください。

お問い合わせ ☎ 業務グループ 018(883)1800

健康保険 あざた

2022

7

vol.139

職場内で

掲示・回覧
をお願いします！



メルマガ会員募集中

健康保険の最新情報を毎月無料で
お届けします！

登録は協会けんぽ
ホームページから行
うことができます！
スマホでもOK⇒



協会けんぽ 秋田支部データ

令和4年2月末現在の確定値
()内は対前年同月比

事業所数	16,479社 (139社)
被保険者数	201,620人 (△1,397人)
被扶養者数	113,793人 (△3,720人)
平均標準報酬月額	247,829円 (4,208円)

協会けんぽ 秋田

検索



全国健康保険協会 秋田支部
協会けんぽ

発行

全国健康保険協会(協会けんぽ)秋田支部

秋田市旭北錦町5-50シティビル秋田 TEL 018-883-1800(平日8:30-17:15)



ジェネリック医薬品 軽減額通知を送付します

協会けんぽでは、令和4年度も対象の加入者の皆様へ、ジェネリック医薬品に変更した場合のお薬代の軽減見込み額をお知らせします。

この機会にジェネリック医薬品への切り替えをぜひ、ご検討ください。

■ 対象となる方 ■

- 主に生活習慣病や慢性疾患（喘息、リウマチ等）などの先発医薬品を長期間服用されている方

● ジェネリック医薬品に切り替えることで、お薬代の自己負担軽減額が一定以上見込まれる方

※全ての加入者に通知されるものではありません。

■ お知らせの時期(予定) ■

- 1回目の通知 令和4年8月下旬
- 2回目の通知 令和5年2月下旬

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接お送りします。
※同一世帯内に複数の通知対象者がいる場合は、別々の封筒でお送りします。

お問い合わせ ● 企画総務グループ

018(8883)1841

使用できなくなった保険証の 回収と返却にご協力をお願いします

退職後、返却せずに手元にあった保険証を「つい」使用してしまった結果、医療費の高額な返還請求や手続きの煩わしさに困惑する加入者さまが増えています。

保険証が手元になければ、「つい」使用することはありません。もし、回収が遅くなる場合等は、退職日の翌日以降は使用できなくなることを従業員さまへお伝えください。(電子申請による届出の場合も同様に、回収のご協力をお願いします。)

保険証が使用できる期間

従業員の皆さま(被保険者)

・退職日まで

ご家族さま(被扶養者)

- ・就職で自身が被保険者となる日の前日まで
- ・別居や離婚で生計が別となる日の前日まで
- ・収入が増え、扶養の範囲内でなくなった日の前日まで

お問い合わせ ● レセプトグループ

018(8883)1892

43歳～60歳の男性の皆さまへ 厚生労働省からのお知らせ

無料で風しんの「抗体検査」と「予防接種」を受けられるクーポン券を配布しています

風しんは、成人がかかると症状が重くなることがあります。また、妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあります。

昭和37年～昭和53年度生まれの男性の皆さまは、過去に公的に予防接種が行われていないため、ご自身が風しんにかかり、家族や周囲の人たちに広げてしまう恐れがあります。

厚生労働省では、昭和37年～昭和53年度生まれの男性の皆さまを対象として、風しんの抗体検査と予防接種を原則無料で実施しています。お住まいの自治体からクーポン券が送付された方は、この機会に抗体検査を受けましょう。また、検査の結果、必要な場合は予防接種を受けましょう。

次の場合にクーポン券を使用できます

- ① 職域の定期健康診断等
- ② 人間ドック
- ③ 医療機関の受診

風しん対策の詳しい情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください

